

(仮称) 自治体デジタル・トランスフォーメーション
(DX) 推進手順書 (目次案)

総務省

令和3年●月

<構成>

- (仮称) 自治体 DX 全体手順書 (案)

- 自治体 DX 個別プロジェクト推進手順書 (案)
 - ・ 自治体情報システムの標準化・共通化
 - ・ 自治体の行政手続のオンライン化

- 参考事例集

「(仮称) 自治体 DX 推進手順書」は、「(仮称) 自治体 DX 全体手順書」、「自治体 DX 個別プロジェクト推進手順書」、「参考事例集」の構成としている。

「(仮称) 自治体 DX 全体手順書」は、DX を推進するに当たって想定される一連の手順 (DX の認識共有・機運醸成、全体方針の決定、推進体制の整備、DX の取組みの実行) を示すものである。

「自治体 DX 個別プロジェクト推進手順書」は、自治体情報システムの標準化・共通化及び自治体の行政手続のオンライン化について、詳細な手順を示すものである。

「参考事例集」は、各自治体の DX の取組みをとりまとめ紹介するものである。

(仮称) 自治体 DX 全体手順書 (目次案)

1. はじめに
 - 1.1 (仮称) 自治体 DX 推進手順書の趣旨と構成
 - 1.2 全体手順書で示す一連の手順
2. DX の認識共有・機運醸成 (ステップ0)
 - 2.1 基本的な考え方
 - 2.2 取組み方法
3. 全体方針の決定 (ステップ1)
 - 3.1 基本的な考え方
 - 3.2 DX 推進の意義
 - 3.3 DX の取組みの全体フレーム
4. 推進体制の整備 (ステップ2)
 - 4.1 組織体制の整備
 - (1) DX 推進担当部門の設置
 - (2) 部門間の連携
 - 4.2 人材マネジメント
 - (1) DX 推進に当たって必要な人材
 - (2) デジタル人材の育成
 - 4.3 外部人材の活用
 - (1) 外部人材を配置するポストと業務
 - (2) CIO 補佐官等に求めるスキル
 - (3) CIO 補佐官等の任用形態
 - (4) CIO 補佐官等の任用に当たっての注意事項
 - (5) 外部人材の確保手法
 - (6) 外部人材の受入れ準備チェックリスト
5. DX の取組みの実行 (ステップ3)
6. 都道府県による市区町村支援

自治体 DX 個別プロジェクト推進手順書 ～自治体情報システムの標準化・共通化～（目次案）

はじめに

1. 情報システムの標準化・共通化の背景
2. 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律
3. 標準化・共通化の特徴
4. 本手順書の位置付け及び更新

第1章 自治体情報システムの標準化・共通化に係る検討

1. 自治体情報システムにおける現状の課題
2. 情報システムの標準化・共通化の意義及び効果
3. 標準化・共通化に対する国の主な施策・支援措置等

第2章 自治体における作業手順

1. 作業の全体像
2. 早期（令和3年度）に着手すべき作業
3. 移行フェーズごとの作業項目
 - (1) 計画立案フェーズ
 - ①推進体制の立ち上げ
 - ②現行システムの概要調査
 - ア) 現行システム環境の基礎調査
 - イ) 連携一覧の作成
 - ③標準仕様との比較分析
 - ア) Fit&Gap 分析
 - イ) 標準仕様書対応表への記載
 - ④移行計画作成
 - (2) システム選定フェーズ
 - ⑤ベンダに対する情報提供依頼（RFI）資料の作成
 - ⑥RFI の実施
 - ⑦RFI 結果分析及び移行計画の詳細化
 - ⑧予算要求
 - ⑨ベンダへ提案依頼（RFP）【A パターンのみ】
 - ⑩ベンダ選定・決定【A パターンのみ】
 - ⑪契約・詳細スケジュールの確定【A, B パターン共通】
 - ⑫特定個人情報保護評価（PIA）【A, B パターン共通】
 - ア) 評価の対象となる事務
 - イ) 評価の実施手続き

(3) 導入・移行フェーズ

⑬システム設計（導入時の設定）【A, B パターン共通】

⑭データ移行【A, B パターン共通】

⑮テスト・研修【A, B パターン共通】

⑯次期システムに合わせた既存環境の設定変更【A, B パターン共通】

ア) 新システム環境構築・NW接続

イ) 他業務システム連携設計、業務間調整

⑰条例・規則改正【A, B パターン共通】

4. その他の留意事項

文字情報基盤文字への対応

自治体 DX 個別プロジェクト推進手順書

～自治体の行政手続のオンライン化～（目次案）

1. はじめに
 - 1.1 本手順書の趣旨
 - 1.2 本手順書の構成及び更新
2. 行政手続のオンライン化の必要性・メリット
 - 2.1 必要性、準拠すべき法律等
 - 2.2 メリット
3. 自治体における行政手続のオンライン化の取組み方針
 - 3.1 書面・押印・対面記載の見直し
 - 3.2 三層の対策の見直し（マイナンバー利用事務系の分離の見直し）
 - 3.3 オンライン化すべき手続の方向性
 - (1) 31 手続のうち、子育て関係・介護関係の 26 手続（市町村対象手続）
 - (2) 31 手続のうち、罹災証明書の発行申請手続（市町村対象手続）
 - (3) 31 手続のうち、自動車保有関係手続（都道府県対象手続）
 - (4) 31 手続を除く全ての手続
4. 自治体における作業手順
 - 4.1 推進体制の構築
 - 4.2 オンライン化に取り組む手続の検討
 - 4.3 仕様検討・調達
 - 4.4 サービスの導入、運用
 - 4.5 全体スケジュールのイメージ
5. 標準的なシステム構成例
6. 国の主な支援策等
 - 6.1 マイナポータル of 全自治体接続基盤の構築、申請書の共有様式
 - 6.2 マイナポータル of UI/UX 改善
 - 6.3 ぴったりサービス申請 API の提供
 - 6.4 デジタル基盤改革支援補助金
 - 6.5 特別交付税（共同オンラインシステムの導入経費）